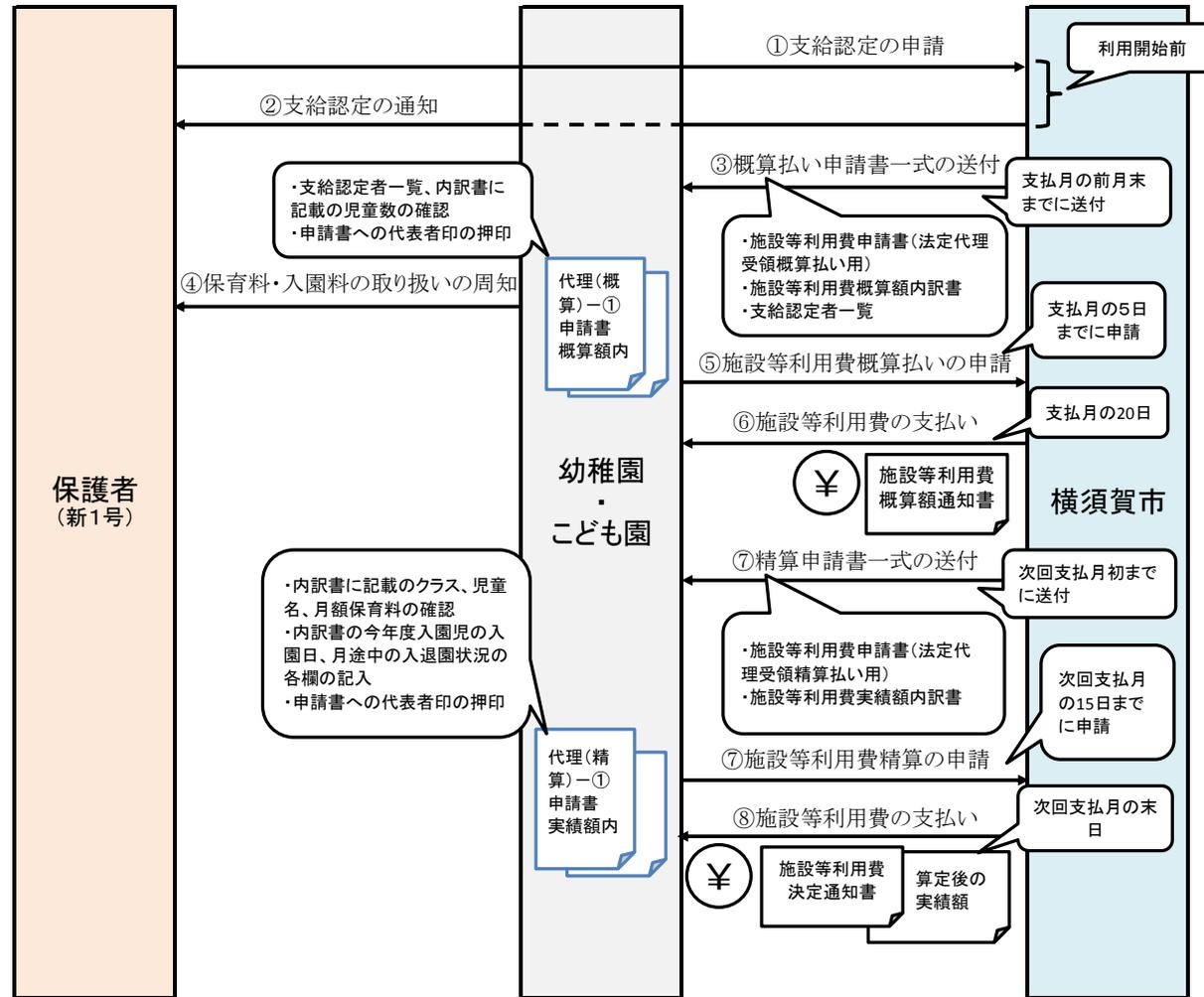


保育料・入園料の施設等利用費の支払いに係る事務フロー

代理受領(横須賀市から施設へ支払い)

※支払月 : 4月・7月・10月・1月

※精算月 : 次回支払月(例:4月支払→4月支払分を7月精算)



【支払いに係る事務フロー】

- ① (保護者⇒施設⇒市)
幼稚園を利用する保護者が施設を通じて支給認定(新1号)をあらかじめ申請
- ② (市⇒保護者)
申請書を審査し、保護者へ支給認定を通知
- ③ (市⇒施設)
代理受領を行うため、施設等利用費申請書(法定代理受領概算払い用)施設等利用費概算額内訳書、支給認定者一覧を施設へ送付
- ④ (施設⇒保護者) ※初回のみ
保護者に無償化に伴う保育料・入園料の取り扱いについて周知
- ⑤ (施設⇒市)
保育料・入園料の施設等利用費を市へ申請
※施設等利用申請書(法定代理受領概算払い用)を提出
- ⑥ (市⇒施設)
施設へ概算払額の通知及び施設等利用費の支払い
- ⑦ (市⇒施設)
概算払額の精算を行うため、施設等利用費申請書(法定代理受領精算払い用)施設等利用費実績額内訳書を施設へ送付
- ⑧ (施設⇒市)
保育料・入園料の施設等利用費実績額を市へ申請
※施設等利用申請書(法定代理受領精算払い用)及び施設等利用費実績額内訳書を提出
- ⑨ (市⇒施設)
申請内容を審査し、施設等利用費を決定
施設へ決定額の通知及び算定後の施設等利用費実績額内訳書を送付
施設等利用費の支払い(精算)